

## ◆この号の内容◆

- ☆平成30年度決算をお知らせします
- ☆「ジェネリック差額通知(ジェネリック使用促進通知)」実施のお知らせ
- ☆交通事故などで健康保険を使用する場合は、健保組合に届出が必要です!
- ☆今年も「被扶養者の資格確認」を実施中です。ご協力をお願いします。
- ☆ライフサポート倶楽部提携スポーツクラブのご案内
- ☆UCギフトカード1万円が10名に当たる!! 「秋のウォーキングキャンペーン」を実施します

ホームページのセキュリティ向上の為にURLが暫定的に変更となりましたのでご注意ください。

(人間ドッグのWeb申請は利用できません。)

## 平成30年度 決算 お知らせ

当健康保険組合の平成30年度決算が、去る7月23日に開催された第88回組合会において承認され、決定いたしました。

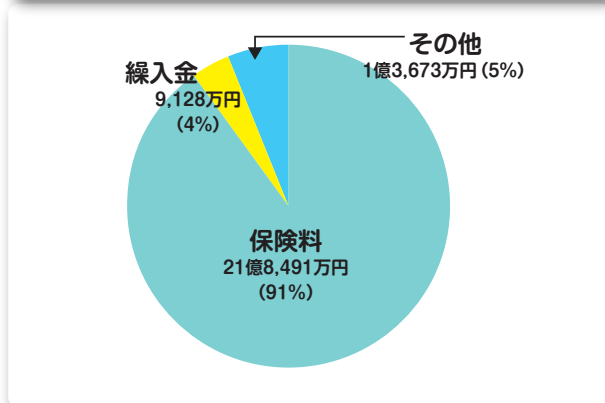
## 健康保険

収入支出差引額 2億8,900万円  
経常収支差引額 9,600万円

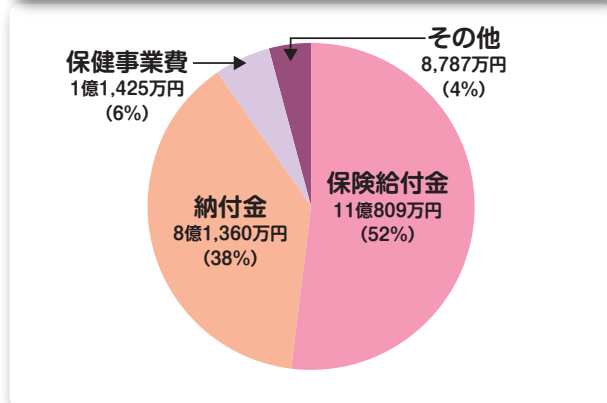
- 前年との比較では、前期高齢者納付金が前年から大きく減少したことにより、4億6,900万円改善し、平成20年度以来10年ぶりの経常黒字となりました。

平成30年度は、賞与の増加や女性被保険者の増加により保険料収入が前年比較で4,000万円増加、支出面では保険給付費は、被保険者の医療費と薬剤費及び出産手当金の増加により4,500万円増加しましたが、納付金が4億6,800万円減少したため、経常収支は前年からは大きく改善し10年ぶりの経常黒字となりました。

収入合計 24億1,200万円  
経常収入合計 21億8,800万円



支出合計 21億2,300万円  
経常支出合計 20億9,200万円



## ●前期高齢者納付金が大幅に減少

平成30年度は、前期高齢者納付金が前年比較で4億6,200万円減少しました。

これは、2年前の概算支払額が確定額より1億1,700万円多かったため、その差額が戻ってきたことに加え、健康な前期高齢者が増えていることによるもので、好ましい傾向にあります。

ただ、保険給付費は前年から4,500万円増加しており、今後も続く高齢化により、医療費(保険給付費)と高齢者医療制度へ支出する納付金は負担増となることが予想されます。

加入者の皆様におかれましては、「不要不急の時間外受診はしない」、処方された薬が新薬の場合には、「安いジェネリック医薬品の利用」「紹介状なしに大病院に行かない」とりわけ、健康診断の結果「血糖値や血圧、脂質が高かった」方は、早期にかかりつけ医などの医療機関で受診し、重症化予防に努め、また、特定保健指導の対象となった場合には真摯に指導を受けて、生活習慣病の発症を食い止めることが医療費(保健給付費)を抑えることにつながりますので、引き続きご理解、ご協力をお願いいたします。

(次頁へつづく)

本誌を家庭にお持ち帰り、ご家族でお読みください。

## ●皆様の健康増進を図るための保健事業はデータヘルス計画に基づいて実施

みなさまの健康づくりを支援する健診等の保健事業は平成30年度から第2期を迎えたデータヘルス計画に基づき、ほぼ計画通りに実施しました。

今年度は、第2期データヘルス計画の2年目となりますが、基本となる特定健診・特定保健指導を確実に実施していくとともに、医療費の上昇の抑制に向けた糖尿病の重症化予防事業等データヘルス計画の取組を一層進めるとともに、効率的な事業運営にも努めてまいります。

## 介護保険

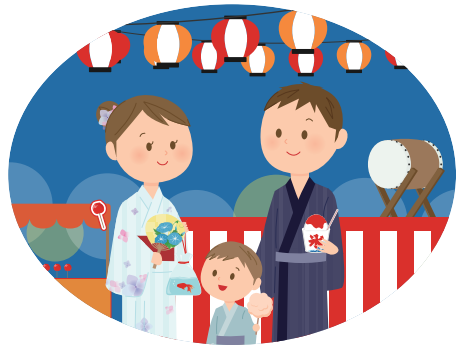
収入合計	3億 600万円
支出合計	2億9,100万円
収入支出差引額	1,500万円

## 次年度(2020年度)の保険料率の方向性を確認しました

2017年度～2020年度の中期運営計画では、2018年度から一般保険料率を9.1%から9.7%に引き上げる計画でしたが、2018年度、2019年度と前期高齢者納付金と保険給付費が計画を下回り、9.1%のままでも経常黒字を確保できる見通しとなったことから、料率を据え置きました。

しかしながら、2020年度においては、現時点では9.1%の保険料率では赤字となる見通しですが、単年黒字を目指し中期計画通り9.7%に引き上げるかどうかは、今後の状況により判断することとしました。

2020年度の保険料率は、最終的には来年2月に開催される組合会で決定することになりますが、今後も独自健保のメリットを迫及した事業運営をおこなってまいりますので、加入者の皆様のご理解・ご協力をお願いいたします。



## 「ジェネリック差額通知(使用促進通知)」実施のお知らせ

日本旅行健保では、皆様の薬代や国や健保組合の医療保険財政の改善につながる「ジェネリック医薬品」の普及に取り組んでいます。

当健保組合では、2017年度、2018年度とジェネリック差額通知(ジェネリック医薬品に切替えた場合の自己負担軽減額を通知)を実施した結果、未実施であった2016年度の(数量ベースで)69%から、2017年度は71.1%、2018年度は75.1%と上昇しており、**2020年9月までに80%という国の目標まで、もう一歩**というところまで来ています。



つきましては、今年度も「日常服用している薬をジェネリック医薬品に切り替えた場合の薬代の軽減額をお知らせする「ジェネリック医薬品についてのお知らせ」を以下により送付します。

ジェネリック医薬品をご利用いただくことにより、薬代の自己負担額が軽減されるだけでなく、皆様の保険料をもとに運営している当健保組合の医療費負担の低減にも繋がりますので、ジェネリック医薬品の利用促進について、引き続き皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

### 【ご案内送付対象者】

病院から薬を処方されている方で、ジェネリック医薬品に切り替えた場合に自己負担額を軽減できる可能性のある、以下に該当する方を対象とします。

- アレルギー及び生活習慣病薬関連薬剤を服用の方
- 2018年4月～2019年3月に処方されたお薬を対象として**自己負担分(世帯合計)の削減額が1,600円以上の方**  
※従って、必ずしも全員に案内が届くわけではありません。

### 【実施方法】

上記対象者のご自宅に世帯別に郵送します。

発送は8月29日(木)を予定。

ご案内が送付された方は、次回の通院の際、薬を処方していただいている病院や薬局にご案内をご持参いただき、医師または薬剤師にご相談のうえ、ジェネリック医薬品への切替をお願いいたします。



## 交通事故等で健康保険を使用する場合は、健保組合に届出が必要です!

自動車事故の被害者になったとき、その治療に必要な医療費は、原則として加害者が支払う損害賠償金の中から支払われるべきもので、医療費は全額加害者負担にし、その都度かかった医療費を支払ってもらうのが一番よい方法です。

ところが、実際問題として、良心的な加害者ばかりいるわけではありませんし、加害者に支払い能力がないこともあります。それではさしあたって必要な病院への支払いに困ってしまいますし、自費診療では被害者の負担が大変です。

そこで、とりあえず被害者救済の意味から、必要な治療費は健保組合が一時立て替えてよいことになっており、被害者となった人は、まず健康保険で治療を受けることができます。ただし、健康保険で治療を受ける場合は、必ず健保組合に対して「第三者行為による傷病届」を提出しなければなりません。

※直ぐに届出書(第三者行為による傷病届)を提出できないときは、口頭や電話で一刻も早く健保組合に連絡し、後日できるだけ早く提出してください。

<留意事項> 被害者が健康保険で治療を受けた場合、もともと加害者が支払うべき治療費を健保組合が負担したことになりますので、後日、健保組合は、その治療費を加害者または自動車保険会社等に請求します。この請求に必要な書類が「第三者行為による傷病届」です。なお、健康保険で治療を受けたときは、示談する前に健保組合に治療終了日(含む症状固定)を連絡し、勝手に加害者と示談することのないようにしてください。



## こんなときに、第三者行為による傷病届が必要です!

CASE  
1

### 車同士の事故

車同士の事故で、どちらもケガをした場合、どちらにも何らかの過失があることがほとんどです。その場合、両人ともが加害者であり、同時に被害者となります。よって、第三者行為となりますので健保組合に「第三者行為による傷病届」を提出してください。

CASE  
2

### 自損事故

脇見運転等による自損事故によって同乗者がケガをした場合、運転者が加害者となり、第三者行為となります。したがって同乗者が健康保険で治療を受ける場合は、健保組合に「第三者行為による傷病届」を提出してください。



CASE  
3

### その他の事故

自動車事故以外の自転車同士の事故、暴力行為によりケガをした場合、他人の犬に咬まれた場合、仕出し料理で食中毒にあった場合なども第三者行為となります。いずれも健保組合に「第三者行為による傷病届」を提出してください。

## こんなことにもご注意ください!

健康保険が使用できるのは、業務外による病気やケガの場合です。したがって、業務上や通勤途上による病気やケガについては、労災保険での取扱いとなりますので、事業主(事業所)に速やかにご連絡ください。

※詳しくは、日本旅行健保のホームページの「病気やけがをしたときは > 交通事故にあったとき」をご参照ください。



## 今年も「被扶養者の資格確認(検認)」を実施中です。ご協力をお願いします。

～ 書類提出期限は8月30日(金)です ～

保険証(カード)が発行されている被扶養者のいる方を対象に、7月23日(火)発の日旅物流の定期便を利用し事業所経由で(任意継続被保険者と日本旅行グループ以外へ出向の方へは、健保組合から郵送で)「健康保険被保険者・被扶養者 確認書」を発送しております。

同封されている要領を参照し、必要な書類を添付のうえ8月30日(金)までに必着するように、健康保険組合へ提出してください。

★健保組合のホームページのURLが変わりました。 <http://www.nbcw.co.jp/kenpo/>



## フィットネスクラブで健康増進! ライフサポート倶楽部提携スポーツクラブのご案内

当健康保険組合では、直接契約の「セントラルスポーツ」「ルネサンス」以外に「ライフサポート倶楽部」が提携するフィットネスクラブを法人会員としてご利用いただけます。

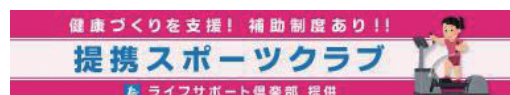
また、1回につき500円の健保の補助制度もご利用いただけますので、ご家族(16歳以上の被扶養者)で健康増進にご活用ください。

名称	メニューNo.	利用形態	料金または優待価格
コナミスポーツクラブ	640107	都度利用	1回 864円～
		月会費制	月会費 5,292円～
ティップネス	640105	都度利用	1回 1,620円
	640195	月会費制	月会費 2,160円OFF
ジェクサーフィットネスクラブ	640176	都度利用	1回 1,620円
東急スポーツオアシス	640177	都度利用	1回 1,620円～
		月会費制	月会費 2,500円OFF
メガロス	640179	都度利用	1回 2,160円
	640236	月会費制	毎月 1,080円OFF
スポーツクラブNAS	640103	都度利用	1回 1,188円
	640723	月会費制	優待料金 9,288円
ゴールドジム	640175	都度利用(直営)	1回 1,250円
コ・スパ	640120	都度利用	1回 1,080円
		月会費制	月会費 2,160円OFF
スポーツクラブ アクトス	640105	都度利用	1回 1,080円



### 【ご利用方法】

健保組合のホームページ(<http://www.kenpo.co.jp>)のトップ画面の右上にある下記のバナー



をクリックのうえ、サービスの内容やご利用手順をご確認ください。

※健保組合のホームページが停止中の場合は、ライフサポート倶楽部のホームページ([http://www.lifescm.net/nta\\_kenpo\\_2017/sportsclub.html](http://www.lifescm.net/nta_kenpo_2017/sportsclub.html))を直接ご覧ください。

## UCギフトカード1万円が10名に当たる!! 秋のウォーキングキャンペーンを実施します -「健康ウォーク1日1万歩運動」参加者大募集-

当健保では、毎日のウォーキングを生活習慣とし、生活習慣病の予防・改善を図っていただくため、「健康ウォーク1日1万歩運動」を実施していますが、秋のシーズンキャンペーンを以下のとおり実施しますので奮ってご参加ください。

- ・参加資格 被保険者及び16歳以上の被扶養者
- ・新規参加申込方法(既に登録されている方は申込み不要です。)
  - 健保組合のホームページのトップ画面の右下にある下記のバナー又は、  
[https://www.lifescm.net/nta\\_kenpo\\_2019/description.html](https://www.lifescm.net/nta_kenpo_2019/description.html) の案内に沿ってお申込ください。
- ・ポイントについて 1,000歩ごとに1ポイントがたまります。
  - ※1日5,000歩未満の場合、ポイントはつきません。
  - ※1日の上限は20ポイント(2万歩)となります。



### <秋のシーズンキャンペーンの概要>

- ・キャンペーン期間 2019年9月1日～11月30日
- ・キャンペーン内容 上記期間において、1日平均8,000歩以上(期間中728ポイント以上)の方を対象に抽選で10,000円分のUCギフトカードを10名様に進呈
  - ※春のキャンペーンでは、抽選対象者は51名で、当選確率は19.6%でした。

★健保組合のホームページのURLが変わりました。 <http://www.nbcw.co.jp/kenpo/>